

**【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その 144:「グリーン」国／管轄地域の変更(8月13日発表))**

**【ポイント】**

- 8月13日、フィリピン政府は、「グリーン」国／管轄地域を変更することを発表しました。  
なお、引き続き日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていません。
- また、完全に新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了している者に対して入国時に短縮していた隔離期間を、一時停止することも発表しました。

**【本文】**

1 8月13日、フィリピン政府は、「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等を以下のとおり変更することを発表しました。

なお、引き続き日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていません。

※フィリピンが指定した「グリーン」国／管轄地域(8月13日現在)

アルバニア、アメリカ領サモア、アンギラ、オーストラリア、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルキナファソ、カメルーン、ケイマン諸島、チャド、中国、コモロ、コートジボワール(アイボリーコースト)、ジブチ、赤道ギニア、フォークランド諸島、ガボン、グレナダ、香港、ハンガリー、マリ、ミクロネシア連邦、モントセラト(英国)、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、北マリアナ諸島、パラオ、ポーランド、ルーマニア、サンピエール島・ミクロン島、スロバキア、スーダン、台湾

2 また、完全に新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了している者に対して入国時に短縮していた隔離期間については、国内のCOVID-19症例の急増を遅らせ、変異種のさらなる拡散を防止するためとして一時停止することも発表しました。

これにより、全ての入国者(フィリピン人含む)は、14日間の検疫期間(10日間の隔離施設での隔離、その後、4日間の自主隔離)を行うこととなります。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報に引き続き注意してください。

**【関連情報】**

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)決議第133-B号(「グリーン」国／管轄地域等)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/08aug/20210812-IATF-133-B-RRD.pdf>

- 大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス(PCOO)

- ・IATFがグリーン国のリスト更新

[https://pcoo.gov.ph/news\\_releases/iatf-updates-list-of-green-countries-2/](https://pcoo.gov.ph/news_releases/iatf-updates-list-of-green-countries-2/)

- ・完全にワクチン接種された者の短縮されたテストと検疫プロトコルの一時停止

[https://pcoo.gov.ph/news\\_releases/iatf-temporarily-suspends-shortened-testing-and-quarantine-protocol-for-fully-vaccinated-close-contacts/](https://pcoo.gov.ph/news_releases/iatf-temporarily-suspends-shortened-testing-and-quarantine-protocol-for-fully-vaccinated-close-contacts/)

+++++

**【以下、新型コロナウイルス関連情報】**

- 当館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等(フィリピンへの入国を予定の方へ))

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

(問い合わせ窓口)

○ 在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○ 在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○ 在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：[https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)